

# 温泉エネルギー活用加速化事業

(担当 ①地球環境局 地球温暖化対策課 ②～④自然環境局自然環境整備担当参事官室)

23年度予算額(案) 4.5億円

## 目的・意義

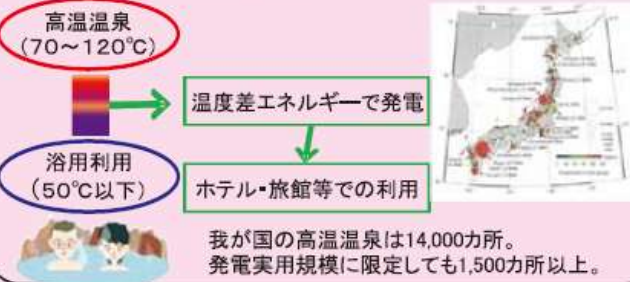
温泉発電、温泉熱・温泉付随ガス利用事業の自立的普及に向けて、初期需要を創出することによりコストの低減を図るため、温泉エネルギーを有効活用する民間団体等に対して補助を行うものです。

## 事業内容

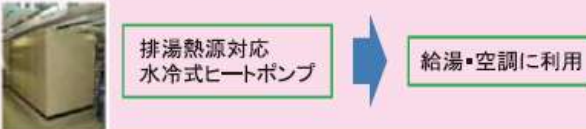
対象施設・設備	対象の条件
①温泉発電設備の設置	開発済温泉又は、自然湧出温泉を利用するものであり、固定価格買取制度による売電を行わないもの。
②ヒートポンプによる温泉熱の熱利用	次のいずれも満たすものであること。 ・ 温泉水を熱源とする設備であること。 ・ 加熱能力が14キロワット以上であること。
③温泉付随ガスの熱利用	次のいずれも満たすものであること。 ・ 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。
④温泉付随ガスのコージェネレーション	・ 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。

### 温泉熱の利用

#### ①【新規】温泉発電設備の設置



#### ②ヒートポンプによる温泉熱の熱利用



### 温泉付随ガスの利用

改正温泉法の附帯決議に明記された「分離したメタンの利活用」を推進

#### ③温泉付随ガスの熱利用



#### ④温泉付随ガスのコージェネレーション



## 補助内容

- 補助対象者：民間事業者等
- 補助対象設備・事業：
  - 事業内容の①については、温泉発電設備
  - 事業内容の②については、ヒートポンプ設備、周辺機器等
  - 事業内容の③については、ボイラー等設備、ガス供給設備、周辺機器等
  - 事業内容の④については、コージェネレーション設備、ガス供給設備、周辺機器等

### 3. 負担割合：

- (1) 事業内容の①③④について  
総事業費の1/2を限度

総事業費	
環境省	民間事業者等
1/2 (最大)	1/2

- (2) 事業内容の②について  
総事業費の1/3を限度

総事業費	
環境省	民間事業者等
1/3 (最大)	2/3